

業務指示書

インド国ムンバイ湾横断道路建設事業準備調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA) (以下「機構」という。) が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等 (以下「コンサルタント」という。) により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2015年2月18日 16時 まで

問合せ先：調達部契約第一課 小菅 恵理子 Kosuge.Eriko@jica.go.jp

質問に対する回答：2015年2月23日までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者としてします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者としてします。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。)技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の3/4まで補強を認めます。

【業務主任(総括)について】

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

() 業務主任者(総括)について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。
注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。
注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。
注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。
評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。
注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。
注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：橋梁計画に係る各種調査

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

○ 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括/道路・交通計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：道路・交通計画に係る各種調査
- 2) 対象国又は同類似地域：インド 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 橋梁計画】

- 1) 類似業務の経験：橋梁計画に係る各種調査
- 2) 対象国又は同類似地域：インド 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2015年3月6日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 4 (各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- () 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。

- () 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

() 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(INR1 = 1.916 円, US\$1 = 117.93 円, EUR1 = 133.23 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

/ (○) プレゼンテーションは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期:

~

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所: 独立行政法人国際協力機構

会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、
(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、
条件等は、以下のとおりです。
- a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
 - b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
 - c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/道路・交通計画
橋梁計画

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

10.48 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2015年3月23日(月)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

- ・ 契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

- ・ 以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ① コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ② 業務の実施方針等
- ③ 業務従事予定者の経験・能力
- ④ 若手育成加点*
- ⑤ 価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価
1 プロポーザルの評価基準」参照）。

- ・ 基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) は、本業務 (協力準備調査) の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される (その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される) 見込みです。

() 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) 及びその関連会社/系列会社 (親会社を含む。) は、本業務 (詳細設計) の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務 (調達補助を含む。) 以外の役務 (審査、評価を含む。) 及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表
インド国ムンバイ湾横断道路建設事業準備調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(34.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/道路・交通計画 ✓	(34.00)	(13.00)
ア) 類似業務の経験	13.00	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	6.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	7.00	3.00
オ) その他学位、資格等	5.00	2.00
②副業務主任者 ✓	(-)	(13.00)
カ) 類似業務の経験	-	5.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	3.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(8.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	8.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 橋梁計画 ✓	(16.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 調査の目的・内容に関する事項

1. 事業の背景

インドでは近年急速な都市化が進む一方で、公共交通インフラ整備が十分進んでいないことから、大都市圏では交通渋滞に伴う経済損失が経済開発への大きな障害となっている。道路セクターが輸送シェアの約 57%を担う同国では、第 12 次 5 年計画（2012 年 4 月～2017 年 3 月）で、道路等の包括的なインフラ整備が経済成長のために重要であるとの認識で重点を置いている。

ムンバイ都市圏では、2011 年時点で 1,841 万人の人口を有しており、インド最大規模の都市圏となっている。その中心であるムンバイの人口密度は 20,694 人/km² であり、世界でもトップクラスの人口過密都市である。さらに急速な都市化に伴い自動車登録台数が 2000 年の 103 万台から 2011 年には 177 万台に急増しており、交通渋滞が深刻化している。一方で、ムンバイから対岸ナビムンバイへのアクセスが、道路及び鉄道各一本と交通のボトルネックとなっている。

ムンバイ都市圏の広域的な経済発展にとって、ムンバイの地理的な制約（半島の先端に位置するため開発余地が少ない）が大きな障害となっており、これを受けて、マハラシュトラ州政府は、ムンバイ都市圏の更なる発展のため、ナビムンバイ経済特区やナビムンバイ新空港等の計画を推し進めている。また、ナビムンバイに位置する国内最大貨物取扱量である Jawaharlal Nehru Port (406 万 TEU(2010-11)) やムンバイ-プネ高速道路等への連結性向上も重要としている。このことより、ムンバイ湾横断道路建設事業（Mumbai Trans Harbour Link: MTHL）（以下、「本事業」）は、連結性向上を図るため重要であると位置付けられ、持続的経済成長に寄与するものである。また、本事業は実施機関による PPP（官民パートナーシップ）モードによる入札が複数回実施されたが、すべて入札不調に終わっている。その結果、本事業を公共事業としての実施を検討し、インド政府は日本政府に対して有償資金協力を要請した。係る状況下において、2014 年 7 月 16 日に本調査実施に係る議事録（Minutes of Meeting）をムンバイ都市圏開発庁と締結した。

本調査は、インド政府からの要請を踏まえ、事業の目的、概要、概略設計、概略事業費、事業実施体制、運営・維持管理体制、環境及び社会面の配慮等、我が国有償資金協力事業として実施するための審査に必要な調査を行うことを目的として実施するものである。

2. 事業の概要

(1) 事業名

ムンバイ湾横断道路建設事業

(2) 事業目的

マハラシュトラ州ムンバイ都市圏において、全長約 22km の海上道路を建設することにより、都市開発が計画されているナビムンバイ等への連結性向上を図り、ムンバイ都市圏の経済発展に寄与するものである。

(3) 事業概要

実施機関が実施した F/S 結果により提案された線形・ルートについては原案を採用し、ムンバイ湾を横断するムンバイ～ナビムンバイ間の海上道路、アプローチ道路、主要幹線道路への接続部新設及び海上道路に必要な施設の設置を行う。

(4) 対象地域

マハラシュトラ州ムンバイ都市圏

(5) 関係官庁・機関

ムンバイ都市圏開発庁 (Mumbai Metropolitan Region Development Authority, MMRDA)

(6) 本事業に関連する我が国の主な支援活動

- ・高速道路運営維持管理の組織能力向上プロジェクト
(技術協力：2012 年 12 月～2015 年 12 月)

3. 業務の目的

円借款の要請のあったムンバイ湾横断道路建設事業について、当該事業の目的、概要、事業費、実施スケジュール、実施（調達・施工）方法、事業実施体制、運営・維持管理体制、環境および社会面の配慮等、我が国有償資金協力事業として実施するための審査に必要な調査を行うことを目的とする。

4. 業務の範囲

本業務は、2014 年 7 月 16 日にムンバイ都市圏開発庁と締結された議事録 (Minutes of Meeting) に基づき実施するものであり、ムンバイ横断道路建設事業について、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成し、先方政府への説明・協議を行うものとする。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 円借款検討資料としての位置づけ

本業務の成果（結果）は、本事業に対する円借款の審査を J I C A が実施する際、その検討資料として用いられることとなる。本業務で取り纏める事業内容は、円借款事業の原案として取り扱われることとなることから、事業内容の計画策定については、業務の過程で随時十分 J I C A と協議を行うこと。

また、本業務で検討・策定した事項が、インド側関係機関への一方的な提案とならないように、インド側関係機関と十分な合意形成を行い、現実的かつ具体的な内容とすること。

但し、本業務は円借款供与を約束するものではないことに留意し、インド側関係者に本業務結果がそのまま円借款事業として承認されるとの誤解を与えないよう配慮すること。

(2) 審査の重点項目

本業務の結果が円借款事業の審査の検討資料となるため、以下の項目については、結果の取り纏めに際して、J I C A から基本的な基準、取り纏めの様式等を指示することがある。

- ① 調達・施工方法
- ② 事業費
- ③ 事業実施機関の実施能力
- ④ 操業・運営／維持・管理体制
- ⑤ 運用・効果指標

また、審査に当たり必要な項目を追加して調査依頼（契約変更）する可能性がある。

(3) 業務の工程

本業務は、既存の調査結果を十分に活用し、調査の効率化を図る。本業務では、PPP（官民パートナーシップ）モードによる事業実施を想定して実施された 2010 年度経済産業省の一般案件に係る民活インフラ案件形成等調査「インド・ムンバイ湾横断道路計画調査報告書」（2011 年 3 月）と実施機関 MMRDA 実施の本事業に係る「Final Feasibility Report」（2012 年 12 月）の内容等をレビューし、調査・計画が重複しないよう、事前に綿密に調査の計画を立案することとする。

1) 以下の項目については、既存資料結果の活用が想定されるが、既存資料レビューの結果、追加で調査が必要な場合は追加調査を実施する。

- A) 事業の背景、必要性及び現況
- B) 交通需要予測

- C) 当該地域の交通網の現状及び課題
- D) 自然条件調査及びサイト状況調査
- E) 環境社会配慮調査（生態系調査、必要な許認可等を含む）
- F) 道路計画（取付部分及び既存道路への接続部分、安全性・経済性の見直しは必要）

2) また、以下の項目については、本調査での検討結果を踏まえ、新たに調査を実施する。

- A) 橋梁計画
- B) 高度道路交通システム
- C) 本邦技術活用
- D) 事業費の算出（コスト縮減を含む）
- E) 財務・経済分析
- F) 実施スケジュール
- G) 円借款供与以外の資金調達
- H) 運営維持管理

（4）環境社会配慮

本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月）（以下、「JICA 環境ガイドライン（2010年4月）」）が掲げる道路セクター及び影響を及ぼしやすい特性（大規模非自発的住民移転）に該当するため、カテゴリ A 案件に分類される。そのため、EIA（Environmental Impact Assessment）報告書案の作成及び必要な許認可の取得が必要とされている。また、対象区間の一部に用地取得・住民移転を必要とする箇所があるため、インドにおける用地取得・住民移転の法制度・他ドナーの事例等を確認のうえ、適切な住民移転計画（Resettlement Action Plan、以下「RAP」）案が策定される必要がある。これら EIA 報告書案や RAP 案の作成にあたっては、本調査において必要な支援及び助言を実施機関である MMRDA に対して行う必要がある。

環境面での必要な許認可については、すでに実施機関が取得済みであるが、本調査の中でさらに必要な許認可の有無を確認し、必要がある場合は許認可の取得に対して必要な支援及び助言を実施機関に行う必要がある。

また、既存 F/S では環境面での調査（生態系調査等）が実施されており、本調査ではそれら調査結果を十分活用する。

（5）設計の精度

本業務では、先方が作成した F/S 結果のレビューを行い、概略設計（円借款事業としての妥当性を判断できるレベルの設計、積算）までを実施する。

(6) 本邦技術の活用可能性及び本邦企業への間接裨益

調査対象道路の海上部の上部工、下部工、基礎工等において、本邦企業に優位性がある技術について把握し、本事業における本邦技術の活用の可能性について検討する。日本が比較優位を有する技術の具体的な仕様については、必要に応じて本邦企業にもヒアリングを行った上で特定する。その上で、インドにおける適用可能性、維持管理への影響、インドにおける入札制度と機材調達方法、輸出入規制等との整合性の観点から実現可能性を十分調査し、具体的な提案を行う。

また、ナビムンバイ及び近郊に製造拠点や営業・サービス拠点がある本邦企業、ムンバイ港を利用している本邦企業の内いくつかにヒアリングを行い、本事業が完工し供用開始された場合に、どのような裨益効果がありうるのか、情報を収集し整理する。

(7) 先方政府との合意形成

本業務においては、先方政府との密な意見交換と合意形成を行い、実現可能な計画を策定すること。なお、審査の過程において、本業務の結果とは一部異なる結論となることがある可能性に留意し、インド側関係者に本結果がそのまま円借款事業として承認されるとの誤解を与えないよう配慮する。

6. 業務の内容

(1) インセプション・レポートの作成、協議

- ① 2010 年度に実施された経済産業省の一般案件に係る民活インフラ案件形成等調査「インド・ムンバイ湾横断道路計画調査報告書」（2011 年 3 月）と MMRDA 作成「Final Feasibility Report」（2012 年 12 月）の内容等を確認した上で、調査全体の方針・方法及び作業計画を検討し、全体調査計画を策定する。
- ② インセプション・レポートを作成する。
- ③ 現地調査の冒頭に、インセプション・レポートに基づき、インド側実施機関である MMRDA に対し、調査方針、調査計画、便宜許与依頼事項等を説明し、内容を協議・確認する。

(2) 事業の背景・経緯の確認

- ① インドにおける道路整備事業に係る上位計画を確認する。
- ② マハラシュトラ州ムンバイ都市圏における道路網整備の現状と課題を調査

し、対象道路の位置づけ・重要性を確認する。また既存交通網や将来計画を把握の上、本事業の接続性に関する妥当性を確認する。

- ③ 対象地域（ムンバイ都市圏）の経済・社会状況を把握する。
- ④ 本事業要請の経緯と内容を確認する。
- ⑤ 道路セクターにおける、他ドナーや国際機関の協力実績・予定を確認する。

（3）交通量調査及び将来交通量の予測

- ① 対象区間の将来交通量を予測するため、既存の交通情報・データを入手するとともに、対象道路及びその周辺道路において交通量調査を行う。本業務については、現地再委託にて実施することを認める。
- ② 交通需要に影響を与える以下の項目について調査する。
 - a) 対象地域の開発計画
 - b) 対象地域の社会経済指標
- ③ 対象区間の将来交通量（開発交通量、誘発交通量及び転換交通量を勘案）を予測する。

具体的な交通量調査の細目（調査項目、調査内容、仕様、数量、調査範囲、調査規模等）については、コンサルタントがプロポーザルで提案することとする。なお、上記項目以外に必要だと判断される交通量等の調査が考えられる場合は、併せてプロポーザルで提案することとする。

（4）自然条件調査及びサイト状況調査

本調査にて行う概略設計、施工計画、積算について必要な精度を確保するため、以下に示す自然条件調査を行う。本業務は、現地再委託にて実施することを認める。

- ① 地形調査
- ② 航路／船舶調査
- ③ 潮位／波浪調査
- ④ 支障物件調査
- ⑤ 地質調査

具体的な自然条件調査の細目（調査項目、調査内容、仕様、数量、調査規模、調査範囲等）については、コンサルタントがプロポーザルで提案することとする。なお、上記項目以外に必要だと判断される自然条件等の調査が考えられる場合は、併せてプロポーザルで提案することとする。

（5）本邦技術活用条件

本事業では、本業務内で本邦技術条件適用の可能性について検討する。本事業

業への本邦技術適用条件（STEP）の適用可能性を、対象コンポーネント、コスト、本邦調達比率、調達パッケージ等の観点から、本邦企業へのヒアリングを踏まえ、検討する。

（６）事業の計画概要

JICAとの協議を踏まえ、以下の項目を含む事業の概要を策定する。

- ① 事業の目的
- ② 主要施設（計画対象道路）の内容
計画の対象となる道路について、その主要な諸元を計画する。
円借款による段階的な実施の可能性があることから、主要施設については、先方実施機関とも協議の上、優先順位付けを行う。
- ③ コンサルティング・サービスの内容
事業実施に際して必要となるコンサルティング・サービス（詳細設計・施工監理）の内容とその規模（M/M）について、計画する。
- ④ 上記結果について、インテリム・レポートに取り纏め、これを MMRDA と十分協議・確認する。

（７）概略設計

- ① 海上道路（橋梁部を含む）とアプローチ道路全体の一般図及び主要断面図の、及び平面・縦断・横断図の作成（1/1,000、20m ピッチ）
- ② 海上道路の上部工の設計及び構造計算
- ③ 海上道路の下部工の設計及び構造計算
- ④ 海上道路の基礎工の設計及び構造計算
- ⑤ 護岸設計
- ⑥ 船舶交通に対する橋脚防護工等の設計
- ⑦ 海上道路新設に伴う既設道路の改修箇所及び新設道路から既設道路への取付部の土工区間等の平面、縦断、横断設計（1/500、10m ピッチ）
- ⑧ 舗装設計
- ⑨ 道路（橋梁）排水施設設計
- ⑩ 道路（橋梁）に必要な施設設計
- ⑪ 概略施工計画（施工計画に基づいて仮設の迂回道路等が必要となる場合はその平面、縦断、横断設計等を含む）
- ⑫ 海上道路の維持・管理計画
- ⑬ 完成予想図（パース図面等）作成

なお、設計にあたっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」（2009年3月版）を参照して設計総括表を作成し、JICAに対して適用

すべき諸基準等の設計条件を説明し確認を取る。

(8) 施工方法

概略設計された施設について施工方法を検討し、特殊な工法や調達方法に影響を与えるような工法（国際入札や特命随意契約が必要となる等）の有無について確認する。

(9) 事業実施スケジュール

上記を踏まえ、調達手続きを含めた詳細設計／施工期間について、月単位のバーチャート（JICAの様式に基づく）により、計画を策定する。この際、クリティカルな施工項目や本体施工以外の工程（EIA 報告書の作成・承認や住民移転、用地取得等を含む）を示した上で、スケジュールの妥当性を検討する。

(10) 事業実施体制

インドで実施されている当該類似業務の事業実施体制、制度を把握した上で、本事業を実施するに際しての事業実施体制のあり方について検討する。具体的には以下の項目について検討し、留意すべき事項について整理する。

- ① 事業実施体制の確認
- ② 実施機関の所掌業務、組織構造、人員体制の確認（法的な位置づけを含む）
- ③ 実施機関の財政・予算状況
- ④ 実施機関の技術水準
- ⑤ 実施機関の当該類似事業実施の経験

(11) 維持・管理体制

本事業実施後の維持・管理体制のあり方について、検討する。具体的には以下の項目について検討し、留意すべき事項について整理する。

- ① 維持・管理体制の確認
- ② 維持・管理機関の所掌業務、組織構造、人員体制の確認（法的な位置づけを含む）
- ③ 維持・管理機関の財政・予算状況
- ④ 維持・管理機関の技術水準（特に海上道路としての）
- ⑤ 維持・管理機関の実績
- ⑥ （必要に応じて）維持・管理機関のトレーニング計画

なお、インド側が自力で維持管理を行うことを基本とするものの、④の技術水準について、技術協力で支援すべき点があれば、支援内容を提案する。

(12) 気候変動適応策の検討

①事業実施前、②事業実施後（事業計画案が複数ある場合は全てのケースについて）の施設によって影響を受ける周辺地域の気候変動影響リスク、及び事業実施後の施設自体の気候変動影響リスクを分析する。検討の対象とする気候変動影響リスクは、少なくとも風水害、土砂災害による施設周辺地域の被災リスク及び事業対象施設の被災リスクを含めることとする。リスク分析にあたっては、IPCC 報告書、事業対象国政府が作成し UNFCCC 事務局に提出した国別報告（National Communication）、その他、研究機関による論文等の既存の影響予測を活用することとする。

加えて、事業計画案に対して、施設自体、及び施設周辺地域の気候変動影響リスクをさらに削減するための追加対策（ハード、ソフト含む）を提案し、かかる対策による費用、追加的リスク削減効果を分析するとともに、リスク削減以外のメリット、デメリットを提示する。

リスク分析及び追加対策の検討に当たっては、JICA 気候変動対策支援ツール／緩和策（土砂災害防災）を参照する。

(13) 概略事業費

概略事業費については、以下に従って積算を行う。

① 事業費項目

概略事業費の積算に当たっては、基本的に以下の項目に分けて積算を行う。なお、報告書には事業費の総表を記載することとし、個別具体的な積算結果は、報告書には記載しない。

- a. 本体事業費
- b. 本体事業費に関するプライスエスカレーション
- c. 本体事業費に関する予備費
- d. 建中金利
- e. フロント・エンド・フィー
- f. コンサルタント費（プライスエスカレーションと予備費を含む）
- g. その他1（融資非適格項目）
 - ア. 用地補償等
 - イ. 関税・税金
 - ウ. 事業実施者の一般管理費
 - エ. 他機関建中金利
- h. その他2
 - ア. 完成後の委託保守費
 - イ. 初期運転資金

- ウ 移転地整備にかかる費用
- エ 研修・トレーニング費用、広報・啓蒙活動等に要する費用
- オ 当該事業実施に伴い追加的に必要となる管理費

このうち、下線部についてはその算出方法等を JICA から指示することがある。

② 事業費の算出様式

事業については、別途 JICA が提供するコスト計算支援システム (Excel ファイル) の様式にて提出する。なお、同様式については、事業費を事業実施期間の各暦年へ割り振った形式となっている。

③ 準拠ガイドライン

積算に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル (試行版)」(2009 年 3 月) を参照する。

④ 積算総括表

積算に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル (試行版)」(2009 年 3 月) を参照して積算総括表を作成し、機構 J I C A に対しその内容を説明し、確認を取ることにする。

⑤ 概略事業費にかかるコスト縮減の検討

概略事業費の算出に当たっては、コスト縮減の可能性を十分に検討し、コスト縮減にかかる検討結果を別途 J I C A が指示する様式にとりまとめ、提出する。

(14) 環境社会配慮

1) EIA 報告書案の作成

JICA 環境ガイドライン (2010 年 4 月) に基づき、EIA 報告書案の作成を行う。EIA 報告書案には、世界銀行セーフガードポリシー OP4.01 Annex B に記載ある内容を含めることとする。また、作成に際し、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領」を参考にする。相手国等がスコーピング案と報告書案の段階で、それぞれ情報公開した上で、ステークホルダー分析を踏まえて現地ステークホルダー協議を行うことを支援し、協議の結果を調査結果に反映させる。環境社会配慮助言委員会にスコーピング案と報告書ドラフトの段階で助言を求めるため、その資料作成や質疑対応等の業務支援を行う。また、相手国等と協議の上、JICA 環境ガイドライン (2010 年 4 月) <参考資料> の環境チェックリスト案を作成する。EIA 報告書に係る主な調査項目は、以下の通り。

- ① ベースとなる環境社会の状況 (土地利用、自然環境、先住民族の生活区域及び経済社会状況等) の確認
- ② 相手国の環境社会配慮制度・組織の確認

- a 環境社会配慮（環境影響評価、情報公開等）に関する法令や基準等
 - b JICA 環境ガイドライン（2010年4月）との乖離及びその解消方法
 - c 関係機関の役割
- ③ スコーピング（事業を実施するにあたって考慮すべき環境社会項目とその評価方法を明らかにすること）の実施
 - ④ 環境の予測
 - ⑤ 環境の評価及び代替案（ゼロオプションを含む）の比較検討
 - ⑥ 緩和策（回避・最小化・代償を含む）の検討
 - ⑦ 環境管理計画・モニタリング計画（実施体制、方法、費用など）の検討
 - ⑧ 予算、財源、実施体制の明確化
 - ⑨ ステークホルダー協議の開催支援（実施目的、参加者、協議内容等）

2) RAP 案の作成

JICA 環境ガイドライン（2010年4月）に基づき、RAP 案の作成を行う。RAP 案には、世界銀行セーフガードポリシーOP4.12 Annex A の Resettlement Plan に記載ある内容及び以下(1)~(11)を含めることとする。具体的な作成手順については、世界銀行 Involuntary Resettlement Source Book Planning and Implementation in Development Projects も参照する。また、作成に際し、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領」を参考にする。なお、環境社会配慮助言委員会に「住民移転計画案作成方針」及び「住民移転計画案」を作成した段階で助言を求めるため、その資料作成や質疑対応等の業務支援を行う。また、RAP 案を策定するために実施した、社会経済調査（人口センサス調査、財産・用地調査、家計・生活調査）、再取得価格調査、生活再建対策ニーズ調査等の関連調査結果も JICA へ提出する。

本事業のためにすでに用地取得あるいは住民移転が行われた土地がある場合、その過程での住民協議方法や補償水準について確認する。RAP 案に含まれる主な調査項目は、以下の通り。

- ① 住民移転に係る法的枠組みの分析
 - 用地取得や住民移転に係る相手国等の法制度と JICA 環境ガイドライン（2010年4月）の乖離を分析し、その乖離を埋めるために必要な制度的枠組みを提案する。特に、補償や生活再建対策の受給権者要件、補償金の算定方法、補償金の支払い時期、生活再建対策、苦情処理手続きに関する乖離については必ず確認する。
- ② 住民移転の必要性の記載
 - 事業概要、事業対象地、用地取得が生じる事業コンポーネントを記載する。また、用地取得及び住民移転を回避・最小化させるために検討された初期設計の代替案を記載する

- ③ 社会経済調査(人口センサス調査、財産・用地調査、家計・生活調査)の実施
- 人口センサス調査は、事業対象地の全占有者を対象に実施し、補償・生活再建対策の受給権者(地主、賃借人、商売人、店舗従業員、非合法占有者を含む)数を確認する。なお、調査開始日にカットオフデートが宣言され、カットオフデート後に流入した住民に対しては補償・生活再建対策の受給権は付与されないものとする。移転先地を提供する場合には、移転住民の移転先地に対する意向調査も併せて行う。
 - 財産・用地調査は、事業対象地の全占有者が所有する資産を対象に実施し、物理的、経済的に影響を受ける資産項目及びその数量を確認する。人口センサス調査と同時に実施することが望ましい。
 - 家計・生活調査は、事業対象地の占有者の最低 20%を対象に実施し、受給権者世帯の標準的特徴、生計・生活水準に関する基礎データ、社会的弱者(特に貧困ライン以下の住民、土地を所有していない住民、老人、女性、子供、先住民族、少数民族、その他当該国の土地収用法でカバーされていない人々を指す)に係る情報を整理する。
- ④ 損失資産の補償、生活再建対策の立案
- 損失資産の補償、生活再建対策の受給権者要件(地主、賃借人、商売人、店舗従業員、非合法占有者を含む)を特定する。
 - 土地ベースで生計を立てている受給権者の場合は、金銭補償ではなく、同立地、同生産性を有する代替地の提供を優先し、提供できない場合はその理由を記載する。
 - OP4.12 で定義される再取得費用に基づく損失資産の補償手続き及びその手続きに責任を有する機関について記載する。補償手続きの検討にあたっては、受給権者が所有する代表的な土地、資産の価格査定を目的とした再取得価格調査を必ず実施し、再取得費用と相手国等の法制度に基づく補償水準に乖離があるかを確認する。仮に乖離が確認された場合は、乖離を埋めるために必要な補償金の補填手続き及び責任機関を検討する。なお、物理的な移転を伴う受給権者に対しては、転居費用も併せて提供する。
 - 移転前と比べ、受給権者の生計及び生活水準が改善、少なくとも回復させるための生活再建対策を策定する。生活再建対策は、損失資産補償補填、雇用提供、給与補填、信用供与、職業訓練等の形態をとりえる。ただし、技術的、経済的に実行可能で有ることに加え、受給権者と協議の上で作成される必要がある。
- ⑤ 移転先地整備計画の作成
- 取得される土地に比べ潜在的に生産性や立地に優位性がある移転先地を選定し、住宅や社会基盤(水道や区画道路等)の整備計画、社会サービス(学校、

医療等)提供計画を作成する。また、移転先地整備に伴う環境影響評価、緩和策、環境管理計画を作成する。

⑥ 苦情処理手続きの検討

➤ 事業対象地にある既存の苦情処理手続きを活用すべきか、新たに苦情処理手続きを構築すべきかについて、簡易さ、利便性、信頼性の観点から比較検討する。選定された苦情処理手続きに関し、手続きを担う組織の権限、組織の構成メンバー、苦情の申立方法、処理手順、処理期限、周知方法等を記載する。

⑦ 実施体制の検討

➤ 住民移転に責任を有する機関(実施機関、地方自治体、コンサルタント、NGO等)を特定し、各機関の責務(機関の役割、組織図、部署の役割、スタッフの役割、採用基準、人件費を含む経費等)を記載する。

➤ 住民移転に責任を有する各機関の組織能力評価を行い、能力強化策を策定する。

⑧ 実施スケジュールの検討

➤ 1)補償金や転居に必要な支援(引越手当等)を提供し終え、2)移転先地のインフラ整備や社会サービス(医療や教育等)の提供準備が整った段階で、物理的な移転を開始するスケジュールとする。

⑨ 費用と財源の検討

➤ 補償費、移転先整備費、生活再建対策費、事務費等の住民移転に必要な費用を項目別に概算し、全体の支出スケジュールを作成する。補償費は、再取得価格調査を実施した上で、受給権者が所有する代表的な土地、資産の価格査定結果に基づき概算する。相手国等の用地取得、住民移転に係る法制度に基づかない費用を確保する必要がある場合は、その財源の確保方法についても検討する。

⑩ モニタリング・事業終了評価方法の検討

➤ 実施機関による内部モニタリング体制を検討し、住民移転の進捗監理のために必要なモニタリングフォームを作成する。なお、モニタリングフォームには、住民移転に係るインプット、アウトプット、アウトカム指標を含める。

➤ 独立機関による外部モニタリング体制を検討し、外部委託する際に必要な公示資料案を作成する。

➤ 住民移転が計画どおり実施されたか確認するために必要な事業終了評価方法を検討し、外部委託する際に必要な公示資料案を作成する。

⑪ 住民参加の確保

➤ 社会的弱者や移転先住民にも十分配慮した形で、住民移転の計画立案から

実施を通じて住民参加を確保するための戦略を作成する。当該戦略には、ステークホルダー分析、初期設計代替案に関する住民協議、社会経済調査を通じた個別世帯への事業説明、鍵となる人物へのインタビュー、社会的弱者等とのフォーカスグループディスカッション、住民移転計画案に関する住民協議、移転情報冊子の配布、移転住民の参加を確保した実施・モニタリング体制が含まれることが望ましい。なお、案件形成段階の住民参加を確保するための戦略については、実際に、住民説明・協議の開催支援を行う。また、住民説明・協議を開催した場合は議事録を作成し、得られた意見については住民移転計画へ如何に反映したかも記載する。

(15) 事業実施に当たっての留意事項

事業を円借款事業として実施する場合、その円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理する。

特に、プロジェクト実施に際しての以下の項目を含む調達方法のあり方については、考え方を整理して、「調達方法の留意事項」として、別途 JICA に提出する。

- ① インドにおける当該類似業務の調達事項
 - ・一般土木工事の入札と契約にかかる一般事情
 - ・現地コンサルタント（詳細設計、施工監理）の一般状況
 - ・現地施工業者の一般事情
- ② 入札手法、契約条件の設定
 - ・契約約款、契約条件書等の設定の基本方針 等
- ③ コンサルタントの選定方法
 - ・ International Consultants の採否 等
- ④ 施工業者の選定方針
 - ・ PQ : Pre-Qualification 条件の設定
 - ・ LCB : Local Competitive Bid の採否
 - ・ 入札パッケージ（発注規模、工種別の発注等）の考え方 等

(16) 本事業の実施にあたってのリスクの洗い出しと対応策・検討

本事業実施に当たるリスクを、JICA の提供するリスク管理シート（4. 配布／貸与資料及び閲覧資料の（3））を用いて整理し、対応策を検討する。

(17) 安全管理

本事業は「施工時の安全対策上の注意が特に必要な案件」（JICA 資料「円借款事業における安全対策について」）に位置づけられることが想定されること

から、当該調査において建設工事の安全管理に係る借入国の法律・基準を確認するとともに、相手国政府に対して ODA 建設工事安全管理ガイダンス（4. 配布／貸与資料及び閲覧資料（4））に係る概要説明を行うことで、初期段階での情報収集および相手国政府への理解促進を図る。

（18）事業の評価

事業を 1）定量的効果、2）定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標（運用・効果指標）を設定し、事業完成後約 3 年をめどとした目標年の目標値を設定する。この他、定量的指標として受益者数、内部収益率（EIRR）及び財務収益率（FIRR）を算出する。

なお、本事業については、定量的指標（運用・効果指標）として、①年平均交通量、②所要時間の短縮、③平均走行速度、④走行費の削減、⑤周辺地域開発の促進等を想定している。

（19）準備調査報告書（ドラフト）の作成、協議

上記調査結果をドラフト・ファイナル・レポートとして取り纏め、インド政府関係者等に説明し、内容を協議・確認する。

（20）準備調査報告書の作成

インド政府関係者等への準備調査報告書（ドラフト）の説明・協議を踏まえ、準備調査報告書を作成する。

7. 成果品等

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は（5）準備調査報告書及び（6）デジタル画像集とする。

各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前に J I C A に説明の上、その内容について了承を得るものとする。

（1）業務計画書

記載事項：共通仕様書第 6 条に記載するとおり。

提出時期：契約開始後 10 日以内

部 数：和文 3 部（簡易製本）

（2）インセプション・レポート

記載事項：業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画、便宜供与依頼内容等

提出時期：2015 年 4 月中旬部 数：和文 8 部、英文 10 部（簡易製本）

(3) インタリム・レポート

記載事項：事業の背景・経緯、対象区間の現況調査と課題の抽出、概略設計と最適案の選定等

提出時期：2015年8月中旬

部数：和文8部、英文10部（簡易製本）

(4) 準備調査報告書（ドラフト）

記載事項：調査結果の全体成果（要約を含む）

提出時期：2015年10月中旬

部数：和文8部、英文10部（簡易製本）

(5) 準備調査報告書

記載事項：調査結果の全体成果（要約を含む）

提出時期：2015年12月中旬

部数：和文10部、英文10部、CD-R3部

(6) デジタル画像集

記載事項：事業対象サイト等のデジタル画像及び動画

提出時期：ファイナル・レポートと同時提出

部数：CD-R3部

第3 業務実施上の条件

1. 業務の工程

2015年4月初旬より業務を開始し、2015年10月中旬までに準備調査報告書(ドラフト)、2015年12月中旬までに準備調査報告書を作成・提出する。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成(案)

(1) 業務量の目途

合計 約45.00 M/M

(2) 業務従事者の構成(案)

業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。

- ① 総括／道路・交通計画(2号)
- ② 橋梁計画(3号)
- ③ 橋梁設計(上部工)
- ④ 橋梁設計(下部工・基礎工)
- ⑤ 道路設計
- ⑥ 交通需要予測
- ⑦ 経済財務分析
- ⑧ 運営維持管理
- ⑨ 環境社会配慮
- ⑩ 施工計画(調達含む／積算)
- ⑪ 地形／地質調査
- ⑫ 潮位／航路／船舶／支障物件調査

3. 現地再委託

現地再委託については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める。また、現地再委託の調査の細目(調査項目、調査内容、仕様、数量、調査範囲、調査規模等)については、コンサルタントがプロポーザルで提案することとする。

現地再委託の経費については、その数量を契約時点で設定することが困難であるため、現地調査を踏まえて数量を確定することとする。そのため、当該経費の見積りについては参考見積りとするため、分けて見積もること。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き(見積書による価格比較、入札等)、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現

地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。

4. 配布資料

(1) 配布資料

- ① 経済産業省の一般案件に係る民活インフラ案件形成等調査「インド・ムンバイ湾横断道路計画調査報告書」（2011年3月）
- ② MMRDA 実施の本事業に係る「Final Feasibility Report」（2012年12月）
- ③ リスク管理シート（JICA作成資料、2014年10月）
- ④ ODA 建設工事安全管理ガイダンス（JICA作成資料、2014年10月）
- ⑤ カテゴリ B 案件報告書執筆要領

(2) 貸与資料

貸与資料については、南アジア部 南アジア第一課に問い合わせること。

- ① Geotechnical Report（「Final Feasibility Report」の一部）

5. 機材の調達

業務遂行上必要な機材があればプロポーザルにて提案すること。

6. インド国便宜供与内容

実施機関からの調査団への便宜供与は以下を想定している。

- (1) 安全管理に関する情報提供
- (2) 医療サービス利用の支援
- (3) 関連する調査に関する情報・データの提供
- (4) カウンターパートとなる担当者の設置
- (5) 執務スペースの提供
- (6) 現地調査における立ち入り許可
- (7) 移動手段確保の支援
- (8) その他必要な場合は調査団に特権、便宜を供与する

7. その他

(1) 安全管理

現地調査期間中は、安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICAインド事務所、在インド日本国大使館等において十分な情報収集を行うとともに、現地調査時の安全確保のために関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行う。また、JICAインド事務所と常時連絡がとれる体制を取り、特にサイト視察等に伴う移動の際は、現地の治安状況、移動手段等

について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。以上を踏まえ、現地調査中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。

以上

